

平成28年1月29日

建築士各位

大分県建築物総合防災推進協議会
会長 中野 満

大分県地震被災建築物応急危険度判定士講習会の開催について（ご案内）

貴職におかれましては、日頃より建築行政推進のためご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため応急的に損傷した建築物の危険度を判定する応急危険度判定士登録のための講習会を別紙実施要領により開催しますのでご案内申し上げます。

この応急危険度判定作業は、建築士の有資格者のみが果たすことができる重要な社会的責務として位置づけられており、毎年登録のための講習会を開催しております。

つきましては、業務多忙とは存じますが、本講習会を受講のうえ応急危険度判定士の登録を行い、判定作業に備えて頂きますようお願いいたします。

なお、講習会受講者及び登録申請者については、後日被災建築物応急危険度判定士登録証を交付します。

また、本講習会は、(公社)大分県建築士会が実施する継続能力開発(CPD)制度の認定講習会に位置づけられており、講習会受講者は3単位が取得できますので申し添えます。

講習会申込先（平成28年2月19日までにお申し込み下さい）

大分県土木建築部建築住宅課指導審査班

Tel 097-506-4679 Fax 097-506-1779